

みどりと生きるまちづくり 「東京グリーンビズ」

みどりと生きるまちづくり
Tokyo GREEN Biz

東京都 政策企画局 計画調整部 プロジェクト推進課 課長代理 門倉 孝行
かどくら たかゆき

1. はじめに

これまで東京都（以下、都）では、あらゆる機会を通じて緑を創出・保全することで、緑の量的な底上げと質の向上を図り、緑を「増やす」取組を推進する「緑溢れる東京プロジェクト」を進めてきました。

一方、近年の緑を取り巻く状況に目を転じると、世界的な気温の上昇や激甚化する自然災害など「社会的な課題解決への緑の活用」や、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブの実現」など、都市に求められる機能や人々の価値観も変化してきています。

海外都市においては、グリーンインフラの導入や生物多様性の拠点形成などさまざまな緑の保全・創出の取組が行われており、世界的にも自然環境と都市機能の調和がこれまで以上に重要視されています。

こうした中、都では「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、行政だけではなく、都民や企業などさまざまな方々とともに、緑を未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5（2023）年7月に始動し、令和6（2024）年1月には「東京都の緑の取組 Ver.2」を公表しました。

その後、農地・屋敷林等の保全やベイエリアで求める緑化率の引き上げ、緑溢れるスポット等を発信する東京グリーンビズマップの公開、自然の機能を活かしたグリーンインフラの公共施設での先行的導入など、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進めてきました。

さらに取組を加速するため、農地等を守る取組や、都民の参画につながる取組等を充実させた「東京都の緑の取組 Ver.3」を令和7（2025）年1月に策定し、官民で連携して取組を一層強化しているところです（図-1）。



図-1 東京都の緑の取組 Ver.3

2. 緑を「まもる」

(1) 農地を守る

都内の農地は、相続などを原因として、市街化区域と市街化調整区域を合わせて1,210 haの農地が10年間で減少しており、生産緑地等の都市農地を保全する取組が求められています(図-2)。

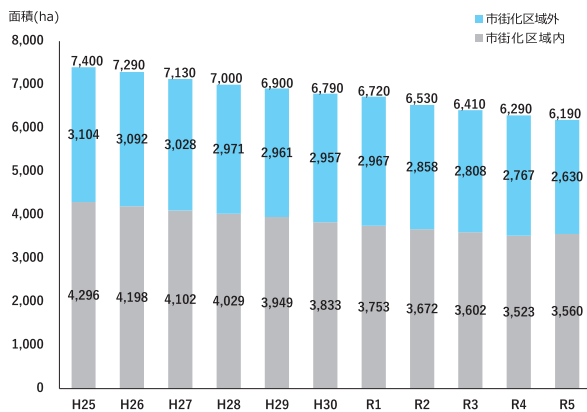


図-2 都内の農地面積の推移

都市部の主要な農地である生産緑地は、その多くが令和4(2022)年に30年間の指定期間を迎えましたが、都では、指定期間の経過前から区市などの関係者と協力し、税制特例措置が10年延長される「特定生産緑地」への移行を促した結果、対象の約94%の2,239 haが「特定生産緑地」に指定されました。

また、農地を保全するとともに担い手の営農環境づくりを進めるため、農地所有者の理解を得て長期の貸借につなげる支援を、生産緑地に加えて農業振興地域等にも拡充して進めています。しかし、相続などにより、生産緑地を手放す事態も生じているため、生産緑地を区市が買い取り、活用するための支援も行っています。

今年度は、農地の長期賃貸借の促進を加速するため、10年以上の農地の賃貸借権を設定した貸し手に対する支援の強化に加え、現況非農地から農地への転換や遊休農地・低利用農地の再生、農地保全に資するソフト事業などに対し支援する

「未来に残す東京の農地プロジェクト」などの取組を強化し、都市農地の保全を推進していきます。

(2) 樹林地(屋敷林等)を守る

東京では、800カ所を超える屋敷林が確認され、その累計面積は200 ha以上にも及びます。

こうした屋敷林など民有地の貴重な緑を残していくため、良好な自然環境を形成している緑地55カ所、約322 haを特別緑地保全地区に指定しています(令和7(2025)年4月時点、写真-1)。



写真-1 都内の特別緑地保全地区

一方で、相続等の要因により消失するものも多く見られます。そこで都では、特別緑地保全地区の指定を促進するため、相続時に即応できるよう基金を活用して、区市町村が行う特別緑地保全地区等の土地の買取・整備に対して補助を行っています。また、今年度は特別緑地保全地区における樹林地の適切な管理のため、皆伐・択伐等による緑地の再生・整備についても支援の対象とする拡充を行い、令和25(2043)年度までに、屋敷林等の身近な樹林地を、100カ所、50 ha確保することとしています。

さらに、区市が実施する都市計画公園・緑地事業のうち、都市計画公園・緑区域内の用地の先行取得を行う場合の補助対象を、優先整備区域内の生産緑地に加え、農地及び樹林地に拡大するなど、取組を強化しています。

(3) 豊かな自然（保全地域等）を守る

良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを「保全地域」として、累計で51地域、約761haを指定しています（令和7（2025）年3月時点、写真-2）。



写真-2 里山保全地域

2050年までに保全地域を累計約1,000haとする目標の達成に向け、区市町村や専門家の意見を踏まえ、候補地の選定及び指定・公有化に向けた取組を推進していきます。

3. 緑を「育てる」

(1) 公園の整備

都内には都立の公園のほか、区市町村立の都市公園や児童遊園などが数多くあり、全てを合わせると、12,172カ所、約8,152ha（令和6（2024）年4月1日現在）となり、公園の箇所数や面積比は全国1位となっています（図-3）。

これまで都立公園は84カ所整備してきました

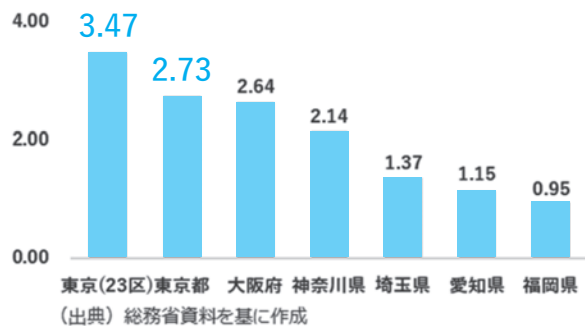


図-3 都道府県面積に占める都市公園面積の割合

（令和7（2025）年度3月時点）。今後は、雑木林など樹林地からなる丘陵地公園や、練馬城址公園等の整備を推進します。

加えて、海や自然と触れ合える場として、都では海上公園の整備も進めており、40カ所を整備してきました（令和7（2025）年度3月時点）。直近では、本年3月に海の森公園をグランドオープン、6月に有明親水海浜公園の記念広場エリアを追加開園しました（写真-3）。



写真-3 海の森公園（左）と有明親水海浜公園（右）

(2) 街路樹の安全性や快適性の確保

都内の道路には街路樹が約100万本整備されており、人々に安らぎを与えるほか、美しい都市景観の創出など、都市空間に欠かせない役割を担っています（写真-4）。



写真-4 行幸通りのイチョウ並木

一方で、樹木を放っておくと、枝の伸び過ぎによる信号機の視認性低下や、衰弱に伴う倒木による交通事故の発生、根上がりによる転倒事故など、さまざまな問題が生じます。

そのため都では、適切な剪定により歩行者や車両の安全性を確保するとともに、暑さ対策として

計画的に剪定を行い、樹冠を拡大し、緑陰を確保しています。

(3) 緑と水のネットワーク化

道路や水辺などを活用したネットワークを形成することで、水と緑溢れる東京の実現に向けた取組を進めています。

都心部では、自動車専用道路だった「東京高速道路（KK線）」を緑に囲まれた歩行者中心の公共的空間へと再生する取組を推進しています（図-4）。

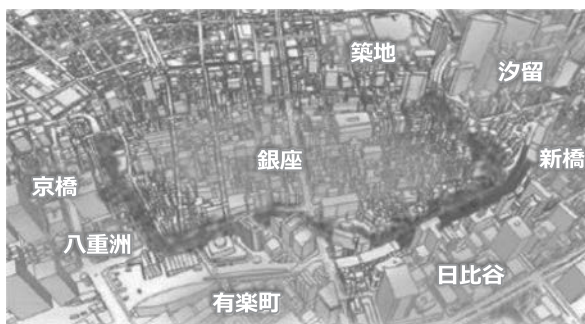


図-4 KK線位置図

また、玉川上水を活用し、歴史的財産である外濠の水辺を再生する取組なども進めています。

(4) まちづくりに合わせた、まちなかの緑の創出

都では、開発による緑の創出や保全の取組を評価する仕組みによって、民間開発における緑化を促進することで、都市に新たな緑を生み出しています。

竹芝や麻布台、大手町などの最近の大規模民間開発では、合わせて6万m²の緑が新たに生まれており、都心3区（千代田区・中央区・港区）の緑被率は増加しています（図-5）。

また、バイエリア*1においては、緑化基準の引き上げなどの改定を行った都市開発諸制度の活用を通じて、民間開発による緑の充実を効果的に誘導しています。

具体的には、求める緑化率を40%から50%に引き上げるとともに、緑化率の算定にあたり、低層部のテラスなどに建物利用者などが身近に体感

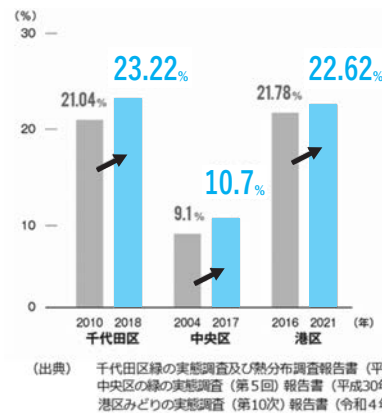


図-5 都心3区における緑被率の変化

できる緑を設ける場合は緑化面積を割り増ししています。また、道路、公園、水域など、公共的な空間に面する壁面等（高さ20mまで）の10%以上の緑化を要件化しました（図-6）。

※1 対象地：臨海副都心（台場地区、青海地区、有明地区）、豊洲地区、晴海地区のうち、再開発等促進区内で敷地面積1,000m²以上

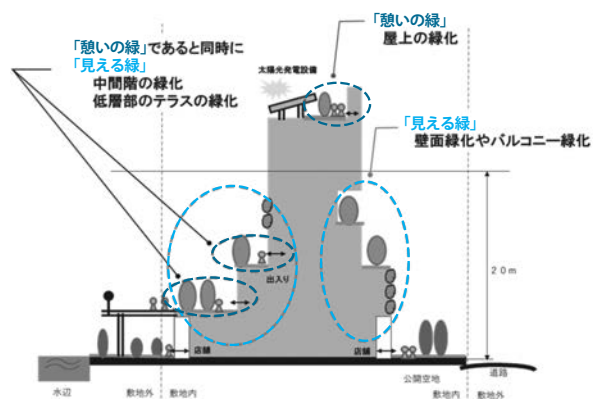


図-6 バイエリアでの立体的な緑の創出

このほか、「街かど」の景観向上に貢献する、緑化場所の公開性が高いなど、地域において緑化効果が高い民間施設の緑化事業（接道緑化、壁面緑化など）について、工事費の一部を助成する都市緑化基金を活用し、「街かど緑化」への支援も行っていきます。

(5) 東京グリーンビズ・ムーブメントの推進

東京グリーンビズのより一層の取組強化を目指し、都民や企業などさまざまな主体の理解と共感

を得るため、都民が緑に触れ親しむ機会を創出しています。

「東京グリーンビズマップ」では、都立公園だけでなく区市町村立公園や保全地域、優れた緑地を有する民間施設など、約830カ所の緑溢れるスポットに加え、緑に関するイベント情報を一元的に発信するとともに、おすすめコースの紹介やお気に入りスポットの登録・ランキング表示など、さまざまな機能が利用できます（図-7）。

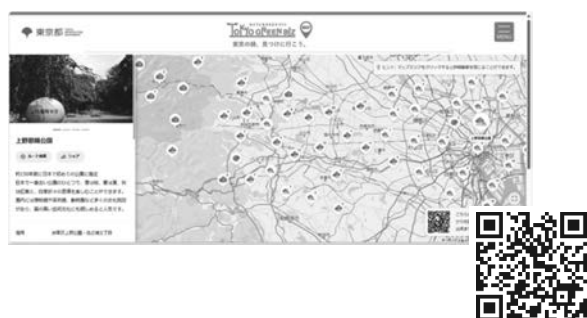


図-7 東京グリーンビズマップ

また、緑溢れるスポットへの周遊を促進するため、「東京グリーンビズ・クエスト」を本年6月にリリースしました。これは、緑溢れるスポット（37カ所）を各スポットで設定されたミッション（クエスト）をクリアしながら巡り、自然について学び、緑の魅力を満喫することができる周遊体験を提供するサービスです（図-8）。



図-8 東京グリーンビズ・クエスト

これらに加え、身近な緑を育てる「みどりと生きるまちづくり」への参画につなげるためのPR動画の公表や官民連携で緑に関する取組を発信するイベントの開催、緑関係の各種イベントへの参画などにより、一人一人が緑に親しみ、育むきっかけをつくっていきます。

4. 緑を「活かす」

(1) グリーンインフラの導入

自然が有する機能を、豪雨や猛暑など激甚化・頻発化する自然災害への対応、生物多様性の保全・回復や都市の快適性の向上など、さまざまな社会課題の解決に活用するため、都府施設や民間施設等でのグリーンインフラの導入を進めています。

これまで、グリーンインフラの導入推進に向けて、都立公園等の公共用地での雨水流出抑制に資するグリーンインフラの効果検証の実施や、雨水流出抑制の取組の気運を醸成するため「雨水しみこみプロジェクト」を立ち上げ、都と一緒に普及啓発を行う事業者等を「雨水しみこみアンバサダー」に認定し、情報発信や取組に参画する担い手の育成などに取り組んできました。

今年度は、民間施設への導入促進を図るため、事業協力者を募集し、民間施設へのモデル施設の整備に加え、その効果の検証や、事業者及び都民に周知する取組等を進めています（写真-5）。



写真-5 実証実験中のレインガーデン（大島小松川公園）

(2) 公園の魅力の向上

公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、TOKYOの顔となる公園の創出や緑の新たな楽しみ方の提案など、豊かな緑を活かした取組が求められています。



写真-6 水景施設の魅力アップ

花の景観の創出や水景施設の魅力アップ、四季を通じた花と光・アートの演出など魅力ある公園づくりを進めています（写真-6）。

また、国の特別名勝及び特別史跡に指定されている浜離宮恩賜庭園など9つの文化財庭園を適切に保存するとともに、例えば旧岩崎邸庭園の車回し周辺の復元や、六義園などの池の護岸等の計画的な修繕を行うなど、その価値や魅力を向上させます。

(3) 豊かな自然を活用・発信

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、自然に親しみ楽しむことができる自然公園を、自然公園法第2条第1項に基づき、都内10カ所、79,888 ha（都面積の約36%）指定しています。

この自然公園等を活用し、東京の多様な自然を知る小学生向け参加型プログラムの実施や自然の魅力やデジタル技術を活用して発信する自然環境



写真-7 小学生向け体験プログラムの様子

デジタルミュージアム（仮称）の構築などの取組を進めています（写真-7）。

また、歩道・キャンプ場・ビジターセンタ等自然公園内の主な施設を整備・管理し、多様な利用者に対応して多言語化・便所の洋式化等を推進します。

(4) 多摩産材の活用

都では、地域の木材である多摩産材の利用を進めています。木材の循環（伐採、利用、植栽、保育）を促進し、森林の持つ多面的な機能の維持、増進を図っていくために、多摩産材の利用拡大に向け、取り組んでいます（図-9）。



（出典：林野庁ウェブサイト）

図-9 森林循環のイメージ

森林循環を促進するため、花粉の少ないスギ等への植替えや利用期を迎えたスギ・ヒノキ林の伐採等を行っています。また、多摩産材と触れ合う場を創出し、さらなる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、区市町村が設置又は整備する施設において、木材を活用したモデル的な施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進しています。

加えて、民間の中・大規模建築物の木造木質化を推進していくとともに、外壁、外構に多摩産材を用いることで、大消費地である東京において、木の良さや木を使うことの大切さを継続的に普及・PRし、多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大を図るとともに森林整備の促進につなげていきます。

5. コラボレーションパートナー

東京が世界から選ばれ、世界をリードしていくためには、官民一体となり東京グリーンビズを推進し、東京を「自然と調和した持続可能な都市」へ進化させていくことが重要です。

そこで、都では、ともに東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進め、その取組を相互に発信するコラボレーションパートナーを募集しています（図-10）。



図-10 コラボレーションパートナー

《登録要件》

- ・緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を行っている企業・団体
- ・東京グリーンビズ・ムーブメントに資する取組※2を行っている又は行う予定の企業・団体

※2 東京グリーンビズの取組をロゴ等も活用して広く発信し、都民や企業などさまざまな主体とともに東京の緑を育てるムーブメントを醸成するものなど

6. おわりに

世界的にも自然環境と都市機能の調和が重要視されており、機能性や効率性だけでなく、憩いと潤いのあるまちづくりが、国際社会から選ばれる都市の一つの条件となっています。

これまで紹介した取組に加え、都だけではなく、コラボレーションパートナーをはじめとした企業・団体や、区市町村などとともに、官民一体となって、緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組をさらに進めることが重要です。

こうした取組を通して、都民の緑への関心を高め、緑に関する取組への参画を促し、さらに取組の輪を広げることにより、世界から選ばれる都市・東京の実現に向け、「東京グリーンビズ」を推進していきます。